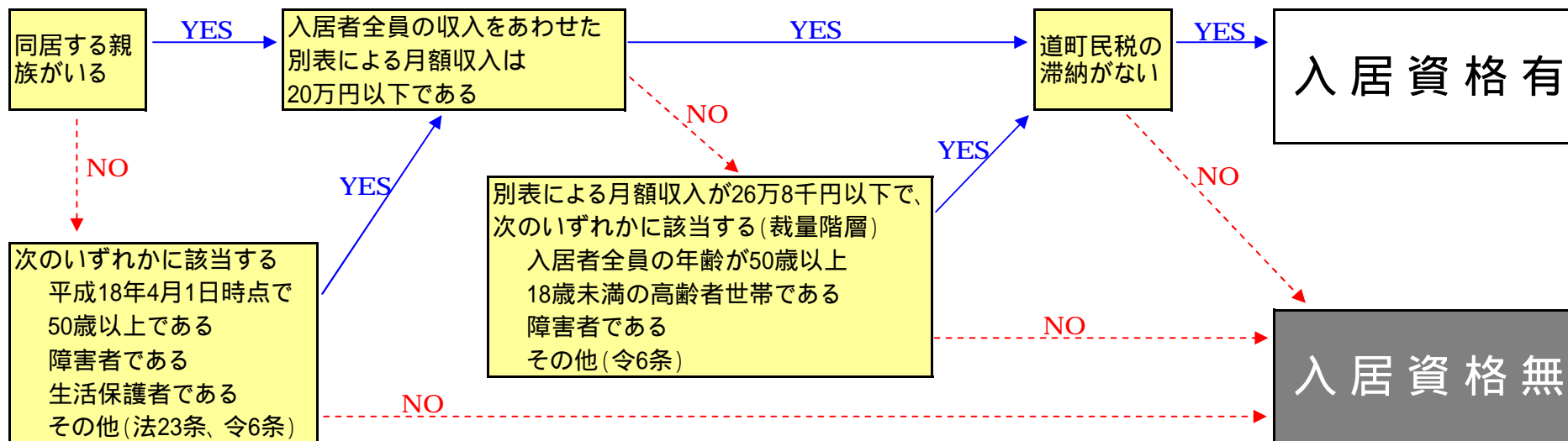


# 公営住宅入居申請に係る資格可否判定

平成18年7月1日現在

はい — YES —>  
いいえ - - NO - ->



道町民税を滞納している場合でも、税務室で計画的に納めることを約束しているときは税務室と協議の上、資格要件を満たしたものとする。  
道町民税のほかに使用料等の未納があった場合も、入居資格無しとする。  
親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のほかに、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係の事情にある者や婚約者も含める。  
障害者とは、身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級～4級までの者をいう。  
法とは、公営住宅法のことをいう。  
令とは、公営住宅法施行令のことをいう。  
その他の令6条関係は、戦傷病者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者、原子爆弾被害者のことをいう。(詳細は法令参照)

別表  
公営住宅入居資格判定用月額収入早見表

収入基準	項目	扶養親族 0人	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人	扶養親族 5人
月額収入 20万円以下 (一般階層)	給与総収入上限額 A	3,675,999 円	4,151,999 円	4,627,999 円	5,103,999 円	5,575,999 円	6,051,999 円
	上記の所得金額 B	2,397,600 円	2,778,400 円	3,159,200 円	3,540,000 円	3,917,600 円	4,298,400 円
	月額収入 (B - 控除) / 12	199,800 円	199,866 円	199,933 円	200,000 円	199,800 円	199,866 円
	平均月額 A / 12	306,333 円	345,999 円	385,666 円	425,333 円	464,666 円	504,333 円
月額収入 26万8千円以下 (裁量階層)	給与総収入上限額 A	4,695,999 円	5,171,999 円	5,647,999 円	6,123,999 円		
	上記の所得金額 B	3,213,600 円	3,594,400 円	3,975,200 円	4,356,000 円		
	月額収入 (B - 控除) / 12	267,800 円	267,866 円	267,933 円	268,000 円		
	平均月額 A / 12	391,333 円	430,999 円	470,666 円	510,333 円		

本表は老人、寡婦、障害等の事情を考慮していないため、基準を上回る場合でも本人の申請を基に再計算する必要があるため、注意すること。

控除金額一覧表

控除対象	控除金額	定義
配偶者	380,000 円	入居者の配偶者で生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下の者。
一般扶養	380,000 円	入居者の親族で生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下の者。
老人扶養	100,000 円	配偶者及び一般扶養のうち、年齢が70歳以上の者。
特定扶養親族	200,000 円	扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の者。
特別障害者	400,000 円	障害者のうち、精神又は心身に重度の障害がある者。(1級～2級)
普通障害者	270,000 円	精神又は身体に障害がある者で、政令に定めるもの。
寡婦又は寡夫	270,000 円	夫と死別又は離婚した後、婚姻をせず、扶養親族がいるもので、老年者以外の者。
老年者	150,000 円	年齢65歳以上の者で、所得が千万以下のもの。(平成19年4月1日廃止)

上段の収入早見表では、同居者全てを一般扶養とし計算しているため、本控除金額一覧により申請者の収入を改めて算出する必要がある。

寡夫控除に該当する場合で、その者の所得金額が27万円以下である場合は、当該所得金額を控除する。

老年者に該当する場合で、その者の所得金額が15万円以下である場合は、当該所得金額を控除する。